

改 正 案

（定義）

第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」、「有価証券届出書」、「金融商品取引業」、「金融商品仲介業」、「金融商品取引業者」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算機関」、「証券金融会社」、「特定投資家」、「信用格付」、「信用格付業」又は「信用格付業者」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、引受人、有価証券届出書、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、金融商品仲介業品取引業者、目論見書、金融商品仲介業、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融市场、取引参加者、デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、外国金融商品取引所、有価証

現 行

（定義）

第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」、「金融商品取引業」、「金融商品仲介業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算機関」、「証券金融会社」、「特定投資家」、「信用格付」、「信用格付業」又は「信用格付業者」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、引受人、有価証券届出書、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、金融商品仲介業品取引業者、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品取引業者、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、取引参加者、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、外国金融商品取引所、有価証

金融指標、外国金融商品取引所、有価証券等清算取次ぎ、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関、証券金融会社、特定投資家、信用格付、信用格付業又は信用格付業者をいう。

254 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一^{（）}三 (略)

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券（次に掲げるものを除く。）の引受けに係る主幹事会社となること。

(削る)

イ 金融商品取引所において六月以上継続して上場されている株券（新設合併又は株式移転により設立された株式会社（当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社のすべてが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株券が当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。）のうちその発行する株券が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取

券等清算取次ぎ、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関、証券金融会社、特定投資家、信用格付、信用格付業又は信用格付業者をいう。

254 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一^{（）}三 (略)

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券（次に掲げるものを除く。）の引受けに係る主幹事会社となること。

イ 指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第

十二号の二に規定する指定格付機関をいう。）による格付が付与されているもの

ロ 金融商品取引所において六月以上継続して上場されている株券（新設合併又は株式移転により設立された株式会社（当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社のすべてが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株券が当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。）のうちその発行する株券が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取

引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、
上場されている期間が六月に満たないものであつて、当該上場
されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場
を廃止された株券がその上場を廃止されるまで金融商品取引所
において継続して上場されていた期間のうち最も短いものとを
合算した期間が六月以上であるものを含む。）であつて、次に
掲げる要件のいずれかを満たすもの

(1) 上場日（金融商品取引所に上場されている株券に該当する
こととなつた日をいう。イにおいて同じ。）が発行日（当該
有価証券の引受けに係る有価証券が発行される日をいう。イ
及びハ(3)において同じ。）の三年六月前の日以前の日である
場合において、当該親法人等又は子法人等の発行済株券につ
いて、当該発行日前六月のいずれかの日（イ及びハにおいて
「算定基準日」という。）以前三年間の取引所金融商品市場
における売買金額（イにおいて単に「売買金額」という。）
の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、当該
算定基準日、当該算定基準日の属する年（イにおいて「算定
基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前
々年の応当日における時価総額（取引所金融商品市場におけ
る時価総額をいう。イにおいて同じ。）の合計を三で除した
額が百億円以上であること。

(2)・(3) (略)

引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、
上場されている期間が六月に満たないものであつて、当該上場
されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場
を廃止された株券がその上場を廃止されるまで金融商品取引所
において継続して上場されていた期間のうち最も短いものとを
合算した期間が六月以上であるものを含む。）であつて、次に
掲げる要件のいずれかを満たすもの（イに掲げるものに該当す
るもの）を除く。）

(1) 上場日（金融商品取引所に上場されている株券に該当する
こととなつた日をいう。ロにおいて同じ。）が発行日（当該
有価証券の引受けに係る株券が発行される日をいう。ロにお
いて同じ。）の三年六月前の日以前の日である場合において
、当該親法人等又は子法人等の発行済株券について、当該發
行日前六月のいずれかの日（ロにおいて「算定基準日」とい
う。）以前三年間の取引所金融商品市場における売買金額（
ロにおいて単に「売買金額」という。）の合計を三で除して
得た額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日、当該算
定基準日の属する年（ロにおいて「算定基準年」という。）
の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日におけ
る時価総額（取引所金融商品市場における時価総額をいう。
ロにおいて同じ。）の合計を三で除した額が百億円以上であ
ること。

(2)・(3) (略)

新株予約権証券であつて、新株予約権の行使により取得され

、又は引き受けられることとなる株券がイに該当するもの

ハ 新株予約権付社債券（新株予約権の行使により取得され、又

は引き受けられることとなる株券がイに該当するものに限る。

）又は社債券（新株予約権付社債券を除く。ハにおいて同じ。

）であつて、その発行者が次に掲げる要件のすべてを満たすも

(1) の

当該発行者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価

証券届出書又は発行登録追補書類（法第二十三条の八第一項

に規定する発行登録追補書類をいう。ハにおいて同じ。）を

提出することにより発行し、又は交付された社債券（金融商

品取引所において六月以上継続して上場されていたもの又は

認可金融商品取引業協会によつて六月以上継続的に売買の価

格若しくは気配相場の価格が公表されていたものに限る。(2)

及び(3)において同じ。）について、算定基準日以前一年間の

取引所金融商品市場における売買高の総額が百億円以上であ

ること又は認可金融商品取引業協会によつて算定基準日以前

一年間の売買高の総額が百億円以上であることが公表されて

いること。

(2) 当該発行者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価

証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行

し、又は交付された社債券の算定基準日における券面総額又

は振替社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条に

（新設）

規定する振替社債をいう。(3)において同じ。)の総額が二百五十億円以上であること。

(3) 当該発行者が本邦において発行日以前五年間にその募集又

は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が百億円以上であること。

二 株券等(株券、新株予約権証券又は社債券をいう。)であつて、次に掲げる要件のすべてを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社(第百四十七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。)としてその引受けに係る発行価格(新株予約権証券にあっては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新株予約権付社債券にあっては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券(新株予約権付社債券を除く。)にあっては利率を含む。)の決定に適切に関与しているもの(イ又はロに該当するものを除く。)

(1)・(2) (略)

(3) 主幹事会社又は当該株券等の発行者(二において「主幹事会社等」という。)の親法人等又は子法人等でないこと。

(4) 主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権(法第二十九条

ハ 株券であつて、次に掲げる要件のすべてを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社(第百四十七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。)としてその引受けに係る発行価格の決定に適切に関与しているもの(イ又はロに該当するものを除く。)

(1)・(2) (略)

(3) 主幹事会社又は当該株券の発行者(以下ハにおいて「主幹事会社等」という。)の親法人等又は子法人等でないこと。

(4) 主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権(法第二十九条

の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。(5)において同じ。) を保有していないこと。

(略)

(6) 次に掲げる者が、主幹事会社等の取締役及び執行役（理事、監事その他これらに準ずる者）を含む。二において同じ。）並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていないこと。

(i) その役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。6)において同じ。）及び主要株主（第九十一条第一項第二号に規定する主要株主をいう。）

(略)

(ii) (7) (iv) (略)
五(十四)(略)
(略)

(iii) 自己並びに(i)及び(ii)に掲げる者が、他の会社等（令第十五条の十六第三項に規定する会社等をいう。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の会社等及びその役員

2
4

(略)

2
4

(略)

(7) (iv) (略)
五(十四)(略)
(略)

員

の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。以下ハにおいて同じ。) を保有していないこと。

(略)

(6) 次に掲げる者が、主幹事会社等の取締役及び執行役（理事、監事その他これらに準ずる者）を含む。以下ハにおいて同じ。）並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていないこと。

(i) その役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下ハにおいて同じ。）及び主要株主（第九十一条第一項第二号に規定する主要株主をいう。）

(略)

(ii) (7) (iv) (略)
五(十四)(略)
(略)

(iii) 自己並びに(i)及び(ii)に掲げる者が、他の会社等（令第十五条の十六第三項に規定する会社等をいう。以下ハにおいて同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の会社等及びその役員